

幕別町いじめ防止基本方針

平成26年10月

平成30年8月改定

(令和6年11月改定)

幕別町教育委員会

幕別町いじめ防止基本方針

《はじめに》

幕別町は、「幕別町子どもの権利に関する条例」（平成22年条例第10号。以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しています。

いじめは、子どもの権利を侵害する行為であるとともに、いじめを受けた児童生徒（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

国は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を制定し、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。また、北海道は、平成26年4月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行するとともに、同年8月に「北海道いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めました。

町は、これら法令や国等の方針、さらには子どもの権利条例を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識の下、いじめの根絶に向けた取組を一体となって進めるとともに、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、『幕別町いじめ防止基本方針』（以下「町基本方針」という。）を策定しました。平成30年8月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（平成29年3月）及び北海道の「北海道いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、町基本方針を改定し、いじめの防止等の取組を全町で進めてきました。

さらに北海道は、いじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」を改定しました。また、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」についても、重大事態の発生件数が増加傾向であることや、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになってきたことから、令和6年8月に改定されました。

これらのことを踏まえ、町においてもいじめの問題に一層の危機感を持って取り組むため、基本方針の一部を改定しました。

町は、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、町基本方針に基づき、今後もいじめの防止等の対策を推進します。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

町は、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、次のとおり基本理念を定め、いじめの防止等に向けた取組を進める。

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義等

- (1) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を利用したインターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であり、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (3) いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

(4) 具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (2) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (3) いじめの被害と加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (4) 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、性的マイノリティや多様な背景を持つ児童生徒、各災害等により被災した児童生徒など、特に配慮を必要とする児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うことが必要である。
- (5) SNS等を利用したインターネットを通じて行われるいじめ（犯罪や性的被害も含む。）は発見がしにくく、一度拡散した情報や画像は完全に消去することが難しく、いじめを受けた児童生徒にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を生じさせうる。

4 いじめの解消

(1) いじめ解消の判断基準は、いじめの態様やいじめを受けた児童生徒の状況、いじめを行った児童生徒との関係修復状況など様々な要因を勘案して判断されるものであるが、少なくとも次の2要件を満たされていることが必要である。また、見極めに当たっては、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

ア いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月以上やんでいる状況を確認できること。

イ いじめを受けた児童生徒が解消しているかどうかを判断する時点において、心身の苦痛を感じていないことを、保護者及びいじめを受けた児童生徒と面談において確認ができること。

(2) いじめが解消に至っていない段階では、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保しながら、早急かつ丁寧ないじめの解消に向けた努力を行うことが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

ア 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの防止に取り組むことが重要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない行為である」という認識を共有させる必要がある。また、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等の道徳性を育むとともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感が感じられる環境をつくることが重要である。

ウ 「いじめは決して許されない行為である」という認識を社会全体で共有するため、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となっていじめの防止に取り組むことが重要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、適正かつ迅速ないじめ対応の前提であり、全ての大人が連携し、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、児童生徒のささいな変化にも気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても見逃すことなく、早い段階から積極的に認知することが必要である。

ウ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情をしっかりと調査を行い、いじめに該当するかどうかを慎重に判断し、それがいじめと判断されない場合であっても、人間関係を修復していく力を身に付け、社会の中で自立し、たくましく生きていく力を育むための指導やフォローをしていくことが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあるという情報が幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）や学校に入ったときは、「少し様子を見てみよう」といった対応をとることなく、直ちに実態を調査することが重要である。

イ いじめの実態が明らかになった場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に考え、迅速かつ組織的に問題解決に向けて対応することが重要であり、直ちに当該保護者に報告することはもとより、他の保護者にも説明する必要がある。

ウ いじめが発生した場合は、「危機対応」とするという認識を共有するとともに、教育委員会をはじめ各学校は、そのための危機管理体制を整備しておくことが重要である。

エ 各学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備することが重要である。

(4) 学校・家庭・地域・関係機関等の連携

ア いじめを防止するためには、学校が家庭や地域、関係機関等と一体となって、道徳性を育む教育の充実に努めることが必要である。

イ 幕別町教育の日憲章に基づく、毎月19日の「まくべつ教育の日」を活用し、地域ぐるみで子どもを見守るとともに、いじめの防止等に資する開かれた学校づくりの推進が必要である。

ウ 家庭訪問、学校・学級通信等を通じて、学校と家庭が緊密な連携・協力体制の構築が必要である。

エ いじめに悩む児童生徒の「心の居場所」として、子ども交流施設「まっく・ぎ・まっく」の効果的な活用が必要である。

オ 学校や教育委員会において、いじめを行った児童生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、児童相談所や警察等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、学校や関係機関との情報共有体制の構築が必要である。

2 いじめの防止等のために町が実施する主な施策

1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等

(1) いじめ防止基本方針の策定

町は、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、町基本方針を策定し、公表するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行う。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置等

ア いじめ問題対策連絡協議会

町は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察及びその他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

イ 教育委員会の附属機関

- (ア) 町基本方針に基づく、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に附属機関を設置する。
- (イ) 附属機関は、法第28条第1項の規定によるいじめの重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査を行う組織を兼ねる。
- (ウ) 附属機関の委員には、専門的な知識及び経験を有する第三者等を委嘱し、公平性・中立性を確保するものとする。

ウ 重大事態の調査を行う町長の附属機関

町長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、法第28項第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 教育委員会が取り組む主な施策

(1) いじめの防止

ア 「いじめは決して許されない行為である」という認識を児童生徒に定着させるとともに社会全体で共有するため、いじめ防止等に関する事業の実施や「いじめ防止啓発標語」の募集等の啓発活動を展開する。

イ SNS等を利用したインターネットを通じて行われるいじめやネットトラブルなどを防ぐため、文部科学省及び北海道教育委員会から提供された資料

等を児童生徒や保護者に配布する。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、いじめの防止に努める。

エ 「いじめ問題に関する学校としての認識や対応についての点検表」（以下「いじめ点検表」という。）を踏まえ、いじめの防止に取り組む。

オ 児童生徒一人一人の状態や学級・学校全体の実態を把握するため、学校生活における意欲や満足度を調査する「ハイパーQ U検査」の活用を図る。

カ スクールガードにより、登下校中の児童生徒を見守る。

キ 幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、相手を尊重する気持ちを持って行動することが大事であるという気持ちを醸成させる取組を推進し、学齢期におけるいじめの未然防止へとつなげていく。

ク 学校の教育活動全体を通じて、望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組みを充実する。

ケ 学校の教育活動全体を通じて、性暴力防止に向け児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

(2) いじめの早期発見

ア 北海道教育委員会が実施する「いじめアンケート調査」を有効活用する。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、いじめの早期発見に努める。

ウ 「いじめ点検表」を踏まえ、いじめの早期発見に取り組む。

エ SNS等を利用したインターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールの情報を活用する。

オ 電話相談窓口「まっく・ざ・まっく心の相談室」の周知を図り、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめの事実が明らかになった場合は、直ちに必要な調査を実施する。

イ 「いじめ点検表」を踏まえ、適切ないじめの対応に取り組む。

ウ 児童生徒や保護者からいじめに係る相談、報告等を受けたときは、学校に対し、いじめの解消に向けた迅速な対応等を指示・指導する。

エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、学校の対応を支援する。

オ いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられる

- よう、教育的配慮の下、幕別町立学校管理規則（以下「学校管理規則」という。）第46条の2の規定に基づく出席停止等適切な対応に努める。
- カ いじめを受けた児童生徒及び保護者が希望する場合は、教育委員会、児童生徒、保護者、学校、スクールカウンセラー等と十分協議を行い、児童生徒が安心して学校へ通学することができるよう、区域外就学等の対応の検討を行う。
- キ いじめが起こった場合の対応方法や各種相談窓口等について、保護者への情報提供に努める。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき主な施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 学校は、法第13条の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめ防止基本方針」並びに町基本方針を参考にし、自らの学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、児童生徒、保護者、関係機関に公表、説明するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、PDCAサイクルに基づいた定期的な点検をし、必要に応じて内容の見直しを行う。

イ 学校基本方針には、いじめの防止等のほか、生徒指導体制や職員研修等を含めた具体的な対策について定める。

ウ 学校基本方針の策定及び見直しに当たっては、取組の実施状況を学校評価に位置付けるなど児童生徒や保護者・地域の方の意見を聴き、必要な事項を取り入れる。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

ア 学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事等の学校職員と外部有識者等からなる組織を設置する。

イ アの組織は、法第28条第1項の規定によるいじめの重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査を行う組織を兼ねる。

ウ アの外部有識者は、専門的な知識及び経験を有する第三者を委嘱し、公平性・中立性を確保するものとする。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめを防止するための具体的取組

ア 児童生徒の道徳性を育むため、道徳教育の要となる道徳の授業をはじめ、各教科等における自然体験や社会体験の充実を図る。

イ 個人情報への取扱いに留意した上で、PTAや地域の関係者、団体等と情報共有を密にし、児童生徒の学校のみならず家庭等での状況の把握に努める。

ウ 挨拶や言葉遣い、約束や決まりを守るなどの規範意識を育むとともに、自己有用感や充実感が感じられる環境をつくる。

エ 学級担任や養護教諭等による定期的な教育相談を実施するとともに、スク

ールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び子どもカウンセラー等の積極的な活用を図る。

オ 「ハイパーＱＵ検査」の活用により、児童生徒一人一人の実態を把握し、よりよい学級集団づくりを進める。

カ 家庭や地域との連携の下、SNS等を利用したインターネットを通じて行われるいじめやネットトラブルなどを防ぐため、児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくりなどの必要性について、啓発を行う。

(2) いじめを早期に発見するための具体的取組

ア 北海道教育委員会によるいじめアンケート調査を全児童生徒に実施するほか、適宜、各学校独自の調査を実施及び有効活用し、個人面談等で児童生徒が発信したSOSを見逃さないようにし、速やかに対応する。

イ 定期的な教育相談とともに、必要に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び子どもカウンセラー等による教育相談を実施する。

ウ 各種相談窓口を周知するとともに、日常観察や情報交換をはじめ、家庭、地域、関係機関等との連携による情報の収集を図る。

エ SNS等を利用したインターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールを活用し、不適切な書き込み等を発見した際は、削除の依頼等、関係機関と連携・協力し適切な対応を図る。

オ 国や北海道教育委員会が運営するオンラインの相談機関を周知する。

(3) いじめに対処するための具体的取組

ア いじめの発見又は通報を受けたときの対応

(ア) いじめと疑われる行為に気付いたときは、その場でその行為を止める。

(イ) 児童生徒や保護者から相談や訴えがあったときは、対象児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全・安心を第一に考え、学校として組織的に対応する。

(ウ) 発見又は通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに校長に報告する。

(エ) いじめの報告を受けた校長は、事案が発生又は認知したその日のうちに、電話等により教育委員会に報告する。

(オ) 校長は、その後速やかに町基本方針³の1(2)に規定する組織により、事実確認を行う。

- (カ) いじめが明らかになった場合は、学校管理規則第46条の規定に基づき、直ちに教育委員会に報告するとともに、対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒の保護者に対し報告する。
- (キ) いじめの状況が犯罪行為と判断される場合は、対象児童生徒を徹底して守り通すため、必要に応じて児童相談所、警察等の支援を求める。
- (ク) 「いじめ点検表」を踏まえ、自校の取組を定期的に点検し、改善を図る。

イ 対象児童生徒への対処及び保護者への支援

- (ア) 対象児童生徒から事実関係の聴取を行う際は、「対象児童生徒にも責任がある」という考えを払拭するなど、自尊感情を損なうことのないように留意するとともに、個人情報等の取扱い等プライバシーの保護に十分配慮する。
- (イ) いじめが明らかになった場合は、直ちに当該家庭を訪問し、事実関係を説明するとともに、対象児童生徒を徹底して守り通すことや問題を解決するための具体策を示して、当該保護者等の不安を取り除く。
- (ウ) 対象児童生徒が安心して登校し学校生活を送ることができるよう、全職員による支援体制を構築する。
- (エ) いじめが解消したと思われる場合でも、再発防止に向けた取組とともに対象児童生徒の心のケアについても組織的に継続する。
- (オ) 進級や進学時には、個人情報に配慮しつつ、学校内あるいは学校間での引き継ぎを丁寧に行い、いじめを受けた児童生徒や保護者への支援や心のケアが途切れることがないように配慮する。

ウ いじめを行った児童生徒への対処及び保護者への支援

- (ア) いじめが明らかになった場合は、学校は直ちに当該家庭を訪問し、事実関係を説明するとともに、問題を解決するための具体策を示して、理解と協力を得る。
- (イ) いじめを行った児童生徒に対しては、「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然として指導し、当該児童生徒が抱える問題にも目を向け、当該児童生徒の人格を根底から否定するような指導とならぬよう留意するとともに、個人情報等の取扱い等プライバシーの保護に十分配慮する。
- (ウ) いじめを行った児童生徒に対しては、人格の形成を旨とする教育的配慮の下、必要に応じて、学校管理規則第46条の2の規定に基づき、出席停止を具申するなどの対応をする。
- (エ) いじめが解消したと思われる場合でも、再発防止に向けた取組とともにい

じめを行った児童生徒の心のケアについても組織的に継続する。

- (オ) 進級や進学時には、個人情報に配慮しつつ、学校内あるいは学校間での引き継ぎを丁寧に行い、いじめを行った児童生徒への見守りや支援を引き続き行うように配慮する。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを見ていた児童生徒に対しては、いじめは、被害者と加害者という二者だけの問題ではないことを気付かせるとともに、例えいじめをやめさせることができなくても、勇気を持って教職員や保護者等の第三者に知らせるよう指導する。
- (イ) はやし立てたり、面白がったりしていた児童生徒に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、自らがいじめをなくそうという意識を持って行動するよう指導する。

4 重大事態への対処

1 重大事態の基本的な考え方

- (1) 重大事態は、いじめられた児童生徒の未来にわたって、多大な被害を及ぼすだけでなく、いじめを行った児童生徒、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を生じさせることから丁寧かつ迅速な対応が必要である。
- (2) 町基本方針⁴の2に定義を示しているが、いじめを発見した際に、定義の要件に限定して解釈することなく、疑いがある又は児童生徒、保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合には、重大事態があったものとして報告・調査を行う。
- (3) 児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、町長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。
- (4) 重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により適切かつ速やかな対応が必要である。

2 重大事態の定義

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の『生命、心身又は財産に重大な被害^{※1}』が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が『相当の期間^{※2}』、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。

※1『生命、心身又は財産に重大な被害』とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症等が該当する。

※2『相当の期間』とは、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、直ちに対応する。

3 いじめ重大事態に対する平時からの備え

(1) 学校における平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。また、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築しておく。

(2) 教育委員会における平時からの備え

学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携できる体制を構築しておく。

4 重大事態の発生及び調査方法等

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、教育長が別に示す方法により、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

(2) 調査の主体、組織、方法等

ア 法第28条第1項における調査は、学校又は教育委員会が主体となって行うものとし、いずれが調査主体となるかについては、事案の特性等を踏まえ教育委員会が決定する。

イ 教育委員会が調査主体となる場合は、町基本方針²の1(2)イの規定に基づき設置される附属機関が調査を行う。

ウ 調査は、教育的配慮の下、児童生徒の人格や個人情報保護等に十分配慮した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

エ 調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであり、いじめの状況をはじめ、教育委員会や学校の対応、重大事態に至った経緯等の事実関係を可能な限り明確にするため網羅的に行う。

(3) 調査結果等の取扱い

ア 調査によって明らかになった事実関係その他必要な情報については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切な方法で説明する。

イ 学校が主体となって行った調査結果等は、教育委員会を通じて町長に報告する。

ウ 調査結果等によって確認された事実関係は、重大事態に至った要因、経過及

び学校の対応等を分析し、再発防止のために活用する。

5 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- (1) 町長は、教育委員会から重大事態が発生した旨の報告を受けたときは、法第30条第2項の規定により附属機関等を設けて調査を行うなどの方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行うことができる。
- (2) 町長は、上記の再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定により児童生徒の人格や個人情報保護等に配慮した上で、その結果を議会に報告する。